

事 務 連 絡  
平成16年7月23日

各都道府県専修学校各種学校担当者  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校担当者

殿

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校及び各種学校への入学志願者に対する健康診断書等の取扱いについて

平素より専修学校及び各種学校行政にご協力いただきありがとうございます。

大学への入学志願者に対する健康診断書の取扱いについては、本年5月20日付け16文科高第128号高等教育局長通知「平成17年度大学入学選抜実施要項について」により、従前の高等学校側から健康診断書の提出を求める取扱いが改正され、平成17年度以降は入学選抜の際に、入学志願者の健康状況の把握を必要とする特別の事項がある場合についてのみ、医師の作成した健康診断書を提出させるか必要に応じて大学側が実施すること等とされました。

については、専修学校及び各種学校への入学志願者に対する健康診断の取扱いについても大学と同様に下記の取扱いとしたいので、貴都道府県及び所轄の専修学校及び各種学校に対し御配慮いただくよう周知をお願いします。

また、専修学校及び各種学校の入学志願者の調査書の記載事項については、平成14年11月1日付け当室事務連絡「専修学校及び各種学校への入学志願者の調査書の取り扱いについて」でお知らせしたとおり、指導要録の該当する記録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位の記録を含む）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しないものとされておりますが、この取扱いの対象となる入学志願者の範囲につき一部より疑問が提示されました。このことについては、大学の入学志願者の場合と同様、全ての卒業生（又は退学者）に適用することとしておりますのでこの点についてもよろしくお取り計らい願います。

記

1. 入学志願者の健康状況の把握を必要とする特別の事項がある場合には、その旨を募集要項に具体的に記載するとともに、当該事項に関する検査、異常所見者に対する

精密検査等については、医師の作成した健康診断書を提出させるか、必要に応じて専修学校及び各種学校が実施すること。

2. 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望する専修学校及び各種学校の学科等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが望ましい。

本件担当：文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 03 - 6734 - 2939
--